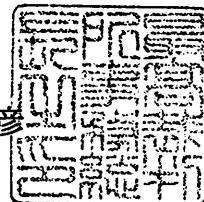


平成31年3月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成31年3月25日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書と実質的に同じ文書である、「採用発令日時点での出身法科大学院ごとの人数や割合が識別しうる一覧表等の文書」については、以前に司法行政文書開示請求を受けて探索の対象となっていた（平成29年度（最情）答申第66号）ことからすれば、本件対象文書は廃棄されていないといえる」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

判事補採用内定者出身法科大学院等別人員（59期から70期までの分）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成31年3月5日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

- ア 申出の文書については、「59期から70期までの新任判事補採用内定者の出身校別の人員数が分かる文書」と整理した。
- イ 司法修習生からの新任判事補採用内定者に関しては、採用内定時における報道発表のため、当該修習期の採用内定者の出身校別の人員数が分かる文書を作成し、報道発表に関する照会への対応等のため一定期間文書を保有しているところ、本件開示申出に係る各修習期分については、既に廃棄済みである。
- ウ 本件対象文書は「採用内定時点」のものであり、苦情申出人が本件対象文書と実質的に同じ文書と主張する「判事補採用時点における新任判事補の出身法科大学院の分布が分かる文書（65期から69期までの分）」は「採用発令日時点」のものである。両者は文書作成の前提となる時点が明らかに異なっており、前者又は後者の文書開示申出に係る文書探索においては、相互にその対象となる文書に該当しない。
- エ よって、本件申出に係る文書は廃棄済みであり、不開示とした原判断は相当である。